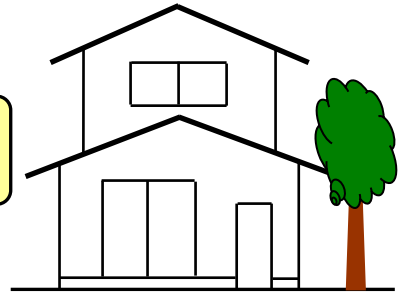


住宅の耐震対策を支援します ～耐震診断・耐震改修工事を実施しませんか～

1 補助を受けられる方

市内において自ら所有し居住する住宅の耐震診断・耐震改修工事を行おうとする方（親子などで所有者と申請者が異なる場合は、お問合せください）



2 対象となる住宅の主な要件

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅、長屋、併用住宅（住宅の用に供する部分が1/2以上のものに限る）※共同住宅は除く
- ② 特別な構造でない住宅（枠組壁工法、丸太組工法及び大臣の特別な認定を得た工法等は除く）
- ③ 建築基準法の規定に基づく違反がないこと
- ④ 耐震改修工事の場合は耐震診断により、倒壊する危険性が高い、又は、倒壊する危険性があるとされたもの
- ⑤ 耐震対策を行った後、主たる居住の場として、引き続き利用すること

3 補助の内容

【耐震診断】費用から2千円を引いた金額を補助します。（補助金上限11万3千円）

【耐震改修工事】工事費の115万円まで全額補助します。

【簡易な耐震改修】工事費の57万5千円まで全額補助します。

【耐震シェルター・ベッド】工事費の23万円まで全額補助します。



【例：木造住宅の場合（数値は構造評点を示す）】

（耐震性の評価）

0.7		1.0	1.5	
倒壊する危険性が高い	倒壊する危険性がある		一応倒壊しない	倒壊しない

4 代理受領制度

代理受領制度とは、申請者との契約により耐震診断や耐震改修工事等を実施した耐震事業者が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。

この制度を利用することにより、申請者は診断や改修工事等に要した費用と補助金の差額分のみを用意すればよくなるため、当初用意する費用が軽減されます。

（例）150万円の耐震改修工事を実施した場合

通常の申請の場合：申請者は耐震事業者から150万円支払い、実績報告後、市は申請者に115万円交付する。

代理受領制度を利用する場合：申請者は耐震事業者から45万円支払い、実績報告後、市は耐震事業者から115万円交付する。

5 注意事項

- (1) 耐震診断については12月20日までに交付申請書を、耐震改修工事については11月30日までに申込書を提出してください。
- (2) 同一の建物について、二度の補助は受けられません。
- (3) 所定の講習を受けた建築士による耐震診断が必要です。※
- (4) 交付決定前に契約を行った場合は、補助を受けることができません。
- (5) 耐震改修工事については県内に営業所を有する事業者が施工する場に限りです。

- (6) リフォーム工事を併せて行う場合は、耐震改修に要する費用のみが対象となります。
- (7) 耐震対策事業完了から20日を経過した日、又は当該年度の3月10日のいずれか早い日まで
に完了実績の報告を提出する必要があります。
- (8) 市税及び国民健康保険税を滞納している場合は補助を受けることができません。
- ※ 構造設計1級建築士又は財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断・耐震補強技術養成講習会、香川県による木造住宅耐震対策講習会、その他市長が認める講習会のいずれかを受講した建築士

6 補助の申請先、問合せ先

さぬき市役所 建設経済部都市整備課
電話087-894-1113 (直通)

さぬき市のホームページ
<https://www.city.sanuki.kagawa.jp/life/living/taishin>



さぬき市
ホームページ

7 参考HP

香川県住宅耐震ポータルサイト
<https://jutakutaishin.pref.kagawa.lg.jp/>

- 住まいの耐震化実績事業者、診断事業者
- 耐震シェルター、耐震ベッドリスト



香川県住宅耐震
ポータルサイト